

(15) 準用（基準第80条）

基準第80条の規定により、基準第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第55条、第57条及び第58条は、指定短期入所の事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)及び(15)、(22)から(26)まで、第4章第3節の(5)、(6)及び(7)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ 指定短期入所に関する記録

提供した個々の指定短期入所に係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

② 準用される基準第55条について、指定短期入所事業所ごとに、短期入所従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとすること。空きベッドを利用して指定短期入所の事業を行う各法上に規定する施設にあっては、当該施設の従業者について勤務表が作成されていればよいものであること。

第5章 指定知的障害者地域生活援助

第1節 人員に関する基準

(1) 世話人（基準第82条）

基準第82条により、指定地域生活援助事業所には専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上の世話人を置くこととしているが、世話人は知的障害者福祉の増進に熱意があり、数人の知的障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

(2) 管理者（基準第83条）

指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬこととされたが、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第2節 設備に関する基準（基準第84条）

① 一の指定地域生活援助事業所の入居定員は4人以上7人以下とし、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。

② 居室は原則として個室とすることと定められたが、2人用居室を用いる事業所にあっては、個室に移行することが望ましい。また、居室の広さについては、入居者の私物を置くことができる広さを有するものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(1) 入退居（基準第85条）

指定地域生活援助は、満15歳以上の知的障害者であって、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。

(2) 入退居の記録の記載（基準第86条）

- ① 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を、利用者の居宅受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。
- ② 同条第3項により、指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、利用希望者等に対する情報提供等のため、速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

(3) 指定地域生活援助に係る費用の受領等（基準第87条）

- ① 同条第1項、第3項及び第4項の規定は、指定居宅介護に係る法第20条第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(13)を参照されたい。
- ② 同条第2項の規定は、指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの支払を受けることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないものである。

(4) 社会生活上の便宜の供与（基準第90条）

- ① 指定地域生活援助事業者は、利用者の職場や利用者が授産活動のため通所する授産施設等との連絡・調整や、余暇活動の支援等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。
- ② 指定地域生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものであ

る。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

③ 指定地域生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

(5) 運営規程（基準第91条）

指定地域生活援助事業者は、事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることとしたものである。

① 指定地域生活援助の内容（第4号）

指定地域生活援助の内容とは、利用者に対する相談、食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助をいう。

② 利用者から受領する費用の額

第87条第2項により家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものをいう。

(9) 勤務体制の確保等（基準第92条）

利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等を定めて置かなければならぬ旨を定めたものであるが、世話人の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。

(10) 支援体制の確保（基準第93条）

指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、知的障害者援護施設等の施設を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨規定したものである。

(11) 入居定員及び居室の定員（基準第94条）

地域生活援助事業所の入居定員は、基準第84条第1項の規定により4人以上7人以下とされ、居室は原則として個室とすることとされたが、これら入居定員及び居室の定員を超えて入居者を入居させてはならないこととしたものである。

(12) 準用（基準第95条）

基準第95条の規定により、基準第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第57条、第58条、第76条及び第79条の規定は、指定

地域生活援助の事業について準用されるものであるため、第3章第3節(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)、(9)及び(10)、(12)、(15)、(22)から(26)、第4章第3節(6)及び(7)、第5章第3節(11)及び(14)を参照されたい。

この場合において、基準第95条において準用する基準第79条について、地域の中で生活し、地域住民との連携及び協力を推進するために、指定地域生活援助事業所は、住宅地の中にあることが望ましいものであること。